

平成24年度 税制改正のポイント

後編

中小企業の活力強化に向け、
商工会議所が要望した多くの項目が実現！



新発田商工会議所
日本商工会議所

国内需要を喚起し、仕事と雇用の増大に資する税制

住宅税制の延長

新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長【2年間】

- ▶新築住宅に係る固定資産税の減額措置 (戸建て3年間、マンション5年間1/2)



認定長期優良住宅に係る特例措置の延長【2年間】

- ▶標準的な性能強化費用相当額(上限500万円)の10%相当額を控除(所得税)
- ▶所有権保存登記、所有権移転登記に係る軽減税率(登録免許税)
- ▶不動産取得税の課税標準からの控除額の特例(一般住宅1,200万円→1,300万円)
- ▶固定資産税の新築住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年等)



贈与税の拡充

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠の拡充・延長【3年間】

- ▶直系卑属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充・延長
- ▶65歳未満の親からの贈与について相続時精算課税制度の適用対象とする特例の延長

贈与年	省エネ性または耐震性を満たす住宅	左記以外の住宅
平成23年(現行)	—	1,000万円
平成24年	1,500万円	1,000万円
平成25年	1,200万円	700万円
平成26年	1,000万円	500万円

環境関連税制の拡充

グリーン投資減税の拡充(太陽光発電等における設備の即時償却)

- ▶太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備に限り、現行の特別償却(30%)を、初年度即時償却(取得価額の全額・100%)とする

【再生可能エネルギー設備の例】

太陽光発電設備



風力発電設備



地熱発電設備



納税環境整備

申告税額の減額請求期間を「5年」に延長

- ▶納税者が申告した税額の減額を請求できる期間(更正の請求)を現行の1年から5年に延長



納める税金が多すぎた
還付される税金が少なすぎた
...など

5年間
申告税額の減額を
求めることが可能

法人実効税率及び中小法人の軽減税率の引下げ

- ▶平成23年度税制改正において、法人実効税率は5%の引下げ、中小法人の軽減税率は3%の引き下げが実現(平成24年度から実施)。
- ▶復興財源として、平成24年度からの3年間は10%の付加税が課せられるが、平成23年度の水準からは引下げとなる。イメージは以下のとおり。

法人実効税率のイメージ



※ 現行40.69%が、24年度から3年間は38.01%、27年度からは35.64%となる。(27年度で5%の引下げ) * 東京都の場合

中小軽減税率のイメージ



本チラシは、平成23年12月10日現在の情報をもとに作成しております。